

## 目的

初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、当面、①一時滞在施設において日本語教室、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施。また、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティーネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行う。

## 事業

### (1) 一時滞在施設における日本語教室(入管庁予備費)

- 1日4時間×週5日×2週間 / 対面指導
- 1クラス定員10名程度 / 隔週開講
- 授業時間はひとまず、一時滞在施設での想定滞在期間を考慮すると、40時間程度を想定  
※マッチングが決まれば、想定する授業時間数にかかわらず、随時、受入れ地方自治体又は下記(4)による日本語教育に引き継ぐ。日本語教室は上限150時間(A1レベル)。



### (2) 地方自治体における日本語教室(文化庁補助事業)

#### 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業1/2)

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等      などを補助

### (3) オンライン日本語教材の作成・公開(文化庁委託費)

- 「つながるひろがるにほんごでの暮らし」ウクライナ語版作成
- 「地域日本語教室」や自学自習に活用



### (4) 自治体による日本語教育支援の提供が困難な場合の対応(入管庁予備費)

ウクライナからの避難民を受け入れた地方自治体において、地域において日本語教育の機会を提供することが困難であり、地方自治体から依頼があった場合、セーフティーネットとして難民等受け入れ実績のある民間団体との連携によるICTを活用した日本語教育支援(上限150時間(A1レベル))

※その他、日本語教育機関が実施する「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」とのマッチン(文化庁委託費)